

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

社会福祉法人
茨城県社会福祉事業団
理事長 高崎 武夫

1 競争入札に付する事項

(1) 入札の名称

OA 機器の単価契約

(2) 契約の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。

(4) 設置場所

茨城県水戸市杉崎町 1460 番地

茨城県立あすなろ郷

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団きぼうの丘

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

- ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 本公告時点において茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 20（コンピュータ関連サービス）の小分類 1（ハードウェア保守点検）に登録されている者であること。ただし、過去 2 年間に茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 茨城県内に本店、支店、営業所、又は事業所があること。
- (7) その他入札説明書に定める要件を満たす者であること

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 〒319-0306 茨城県水戸市杉崎町 1460 番地
社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 事務局管理課
電話 029-259-3121
管理課アドレス kanrika@ibaraki-asunaro.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 4 月 23 日の午前 9 時から午後 4 時まで。
ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。
- (3) 入札執行の日時及び場所
令和 8 年 4 月 28 日 11 時 00 分
茨城県水戸市杉崎町 1460 番地
茨城県立あすなろの郷 管理棟研修室

4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び申請書にある必要書類を添付して、3 の(1)に示す場所に令和 8 年 4 月 24 日の午後 4 時までに持参または郵送にて提出しなければならない

い。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。
- (3) 前項により参加資格無しの通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 入札の効力

当該入札通知に基づき生じた権利義務は、収支予算の減算その他の事由により契約の履行に必要な支出が困難となった場合には効力を失うものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 電子書類として入札説明書の交付を希望する場合は、3の(2)に示す期間内に次の内容の電子メールを3の(1)に示す管理課アドレスに送信し、担当者まで電話連絡を行うこと。

ア 電子メールの標題に、「入札説明書交付希望」と記載すること。

イ 電子メールの本文に、次の内容を記載すること。

- ① 入札件名「OA機器の単価契約」
- ② 会社名
- ③ 住所
- ④ 申請者氏名
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 返信用メールアドレス（申請時のアドレスと同じであれば、記載不要）